福岡市公報

令和８年10月29日　第7280号

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

―目　　次―　　ページ

規　　則

○元福岡市議会議員待遇規則の一部改正（第66号）…… 1

○福岡市事務分掌規則の一部改正（第67号）…… 2

告　　示

○指定納付受託者の指定（第204号）…… 2

○印影印刷用公印の印影に関する告示の一部改正（第205号）…… 2

公　　告

○一般競争入札の実施（第268号）…… 3

○一般競争入札の実施（第269号）…… 4

○福岡市橋本駅前土地区画整理事業の事業計画の変更認可（第270号）…… 5

○建築協定に加わる旨の意思の表示があった旨の公告（第271号）…… 5

東　　区

○住民票の消除（告示第３号）…… 6

○転居の届出の無効（公告第４号）…… 6

博　多　区

○住民票の消除（告示第９号）…… 7

早　良　区

○住民票の消除（告示第５号）…… 7

西　　区

○住民票の消除（告示第２号）…… 8

規　　則

元福岡市議会議員待遇規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和８年10月29日

福岡市長　　髙　　島　　宗　一　郎

福岡市規則第66号

元福岡市議会議員待遇規則の一部を改正する規則

元福岡市議会議員待遇規則（昭和47年福岡市規則第101号）の一部を次のように改正する。

第５条中「禁こ」を「拘禁刑」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和８年10月29日

福岡市長　髙　島　宗 一 郎

福岡市規則第67号

福岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

福岡市事務分掌規則（平成17年福岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第３　３　主査の表総務企画局の部国際部の款国際政策課の項中「５」を「４」に改める。

附　則

この規則は、令和８年11月１日から施行する。

告　　示

福岡市告示第204号

地方自治法第231条の２の３第１項の規定に基づき、指定納付受託者を次のように指定したので、同条第２項の規定により告示する。

令和８年10月29日

福岡市長　髙　島　宗 一 郎

指定納付受託者の名称及び事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定をした日
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 akippa株式会社	フリンジパーキング事前予約利用者から受領した負担金	令和８年９月７日

福岡市告示第205号

福岡市公印規則第９条第３項の規定に基づき、印刷物に使用する印影印刷用公印の印影に関する告示（昭和57年福岡市告示第55号）の一部を次のように改正し、令和８年11月１日から施行する。

令和８年10月29日

福岡市長　高　島　宗一郎

第１項の表高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書の項の次に次のように加える。

高等学校等就学支援金の受給資格確認結果について	市長印	2	正方形	20	高等学校等就学支援金の受給資格確認結果通知用

公　告

福岡市公告第268号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則第５条の規定により次のように公告する。

令和８年10月29日

福岡市長　高　島　宗一郎

１　入札に付する事項

業　種	件　名	備　考
―	令和９年度臨海工場の余剰電力売却	

２　入札日時

令和８年12月９日午前10時（郵送による場合は、同月８日午後５時までに必着とする。）

３　詳細は、入札説明書による。

４　入札説明書を次のとおり配布する。

⑴　場所

ア　インターネット

福岡市ホームページ

ＵＲＬ　https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/rinkaikojo/business/baiden_2026.html

イ　窓口

福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号

福岡市環境局施設部臨海工場

電話　092-642-4577

⑵　期間等

ア　インターネット

この公告の日から令和８年11月13日午後５時まで

イ　窓口

(ｱ)　期間

この公告の日から令和８年11月13日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(ｲ)　時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

福岡市公告第269号

地方自治法第234条第１項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の６及び福岡市契約事務規則第５条の規定により次のように公告する。

令和８年10月29日

福岡市長　髙　島　宗 一 郎

１　入札に付する事項

業　種	件　名	備　考
―	令和９年度西部工場の余剰電力売却	

２　入札日時

令和８年12月９日午後２時（郵送による場合は、同月８日午後５時までに必着とする。）

３　詳細は、入札説明書による。

４　入札説明書を次のとおり配布する。

⑴　場所

ア　インターネット

福岡市ホームページ

ＵＲＬ　https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/w-kojo/business/baiden_2026.html

イ　窓口

福岡市西区大字拾六町1191番地

福岡市環境局施設部西部工場

電話　092-891-3433

⑵　期間等

ア　インターネット

この公告の日から令和８年11月13日午後５時まで

イ　窓口

(ｱ)　期間

この公告の日から令和８年11月13日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(ｲ)　時間

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

福岡市公告第270号

土地区画整理法第39条第１項の規定に基づき、福岡市橋本駅前土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第４項の規定により次のように公告する。

令和８年10月29日

福岡市長　髙　島　宗　一　郎

１　組合の名称及び事務所の所在地

福岡市橋本駅前土地区画整理組合

福岡市西区戸切二丁目11番11号

２　設立認可の年月日

令和２年３月23日

３　事業施行期間

令和２年10月26日から令和９年３月31日まで

４　施行地区

福岡市西区橋本二丁目及び戸切二丁目の各一部

５　変更認可の年月日

令和８年10月29日

福岡市公告第271号

建築基準法第75条の２第２項の規定に基づき、建築協定区域隣接地の土地の所有者等から建築協定に加わる旨の意思の表示があったので、同条第４項において準用する同法第73条第２項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第75条の２第４項において準用する同法第73条第３項の規定により当該建築協定書を福岡市役所（住宅都市みどり局建築指導部建築調整課）において一般の縦覧に供する。

令和８年10月29日

福岡市長　髙　島　宗　一　郎

１　建築協定の名称

地行一丁目建築協定

２　意思の表示に係る建築協定区域隣接地

福岡市中央区地行一丁目15番８

３　意思の表示があった日

令和８年８月13日及び９月18日

東　　区

福岡市東区告示第３号

住民基本台帳法施行令第12条第１項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第４項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から１月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和８年10月29日

福岡市東区長　　平　　田　　成　　人

住　　所	氏　　名	消除年月日
福岡市東区下原一丁目１番46－302号　第２荒牧コーポ	岩永　和浩	令和８年９月18日
福岡市東区下原二丁目17番２号	濵下　惇	
福岡市東区香椎駅東三丁目25番52号	大久保　将司	
福岡市東区若宮二丁目22番２号　若宮寮	宮原　三郎	
福岡市東区東浜一丁目３番32－105号　クラブオリエントＮＯ．82ＥＭＰＲＥＳＳ	堀　雅史	

福岡市東区公告第４号

次の者に係る転居の届出は無効であるので、公告する。

令和８年10月29日

福岡市東区長　　平　　田　　成　　人

無効である住所	氏　　名	届出年月日
福岡市東区香椎浜一丁目９番３－407号　香椎浜ハイツフレックス	徳永　賢史	令和８年９月17日
	徳永　結花	
	徳永　真那	
	徳永　成実	

博　多　区

福岡市博多区告示第９号

住民基本台帳法施行令第12条第１項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第４項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から１月間福岡市博多区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和８年10月29日

福岡市博多区長　中　村　卓　也

住　所	氏　名	消除年月日
福岡市博多区千代一丁目21番７－801号　エンクレスト博多ＥＡＳＴ　ＰＡＲＫ	久松　幸恵	令和８年９月15日

早　良　区

福岡市早良区告示第５号

住民基本台帳法施行令第12条第１項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第４項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から１月間福岡市早良区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和８年10月29日

福岡市早良区長　三　宅　宏　治

住　所	氏　名	消除年月日
福岡市早良区西新五丁目１番32号　津村ビル202号	菱田　理恵	令和８年10月２日
福岡市早良区荒江三丁目23番28－203号　ローレ西新Ⅰ	福島　良太	
福岡市早良区原四丁目16番27号　原グリーンハイツ　201号	寺岡　伸介	
福岡市早良区次郎丸一丁目８番28－203号　エイトハイツ	伊東　弘之	
福岡市早良区田村四丁目22番11－101号　シャルマン田村Ⅱ	谷口　武弥太	

福岡市早良区田村六丁目13番45－201号　ジェントリーハイム	中野　津奈夫	

西　　区

福岡市西区告示第２号

住民基本台帳法施行令第12条第１項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第４項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から１月間福岡市西区役所市民部西部出張所において縦覧に供する。

令和８年10月29日

福岡市西区長　　大　　園　　喜 代 香

住　　所	氏　　名	消除年月日
福岡市西区今宿東二丁目32番７－102号　ラルゴキャピタル	山田　嵯也	令和８年９月29日
福岡市西区今宿東三丁目36番18号	有吉　拓矢	
福岡市西区周船寺一丁目１番28号	甫守　射魔人	
福岡市西区周船寺三丁目５番７号	松本　浩明	